

公立大学法人滋賀県立大学共同研究取扱規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 62 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において実施する共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究 本学において民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から研究経費を受け入れ、主に本学の施設・設備を使用して、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 共同研究員 本学の教員と共同研究を行う民間機関等の研究員をいう。
- (3) 共同研究担当者 共同研究員と共同研究を行う本学の教職員をいう。
- (4) 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権およびノウハウにかかる権利ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。

(共同研究の受入基準)

第 3 条 共同研究は、本学の教育研究に有意義で、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

(共同研究に要する経費等)

第 4 条 本学は、共同研究の実施に関して、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設の維持・管理に必要な経常経費を負担するものとする。

- 2 民間機関等は、研究経費として共同研究の実施に必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）ならびに共同研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「管理的経費」という。）を負担するものとする。
- 3 管理的経費は、直接経費の 1 5 パーセントに相当する額を原則とする。ただし、理事長が特に認める場合は、これによらないことができるものとする。
- 4 前項の場合において、管理的経費に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その端数は直接経費に充てることができるものとする

(共同研究における設備等の取扱い)

第 5 条 前条第 2 項に定める経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

- 2 本学は、共同研究に必要な場合には、民間機関等から直接経費のほか、その所有にかかる設備を受け入れることができるものとする。ただし、当該設備を本学に搬入することが困難

である場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

(共同研究の受入手続等)

第6条 共同研究を申し込もうとする民間機関等（以下「申込者」という。）は共同研究申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 共同研究担当者は、共同研究実施計画書（様式第2号）を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、共同研究申込書および共同研究実施計画書を審査の上、共同研究の受入の可否を決定する。

(契約の締結)

第7条 理事長は、共同研究の受入を決定した場合は、共同研究受入決定通知書（様式第3号）により、申込者および共同研究担当者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の通知を行った後、速やかに申込者との間に契約を締結する。なお、契約は、申込者において一方的に解除することはできないものとする。
- 3 申込者が国、地方公共団体または公共的団体であるときは、前項の規定にかかわらず、協定書またはこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。
- 4 理事長は、共同研究契約締結後、共同研究担当者にその旨通知するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 民間機関等は、当該共同研究の契約に基づき研究経費を本学に納付しなければならない。納付された研究経費は、原則として返還しない。

- 2 研究経費は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則に基づき取り扱うものとする。

(共同研究の中止または期間の延長)

第9条 共同研究担当者は、共同研究を中止しまたはその期間を延長する必要が生じたときは、速やかに理事長に報告するものとする。

- 2 前項の報告にあたっては、第6条第3項の部局の長等の意見を付し、あわせて理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、前項の意見に基づき、やむを得ないと認める場合は、民間機関等と協議の上、当該共同研究を中止し、またはその期間を延長することができる。
- 4 理事長は、前項の規定により共同研究を中止し、またはその期間を延長する場合は、共同研究中止・期間延長決定通知書（様式第4号）により民間機関等に通知するとともに、必要などときには変更契約を締結するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第10条 理事長は、共同研究の結果、発明が生じた場合の知的財産権に関する持分ならびに出願および実施等の取扱いについて、民間機関等と協議の上、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 理事長および共同研究担当者ならびに民間機関等は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受けまたは知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示またはもらしてはならない。

(共同研究の完了報告)

第 12 条 共同研究担当者は、共同研究終了後速やかに、共同研究完了報告書（様式第 5 号）により、理事長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第 13 条 共同研究による研究成果は原則として公表するものとし、公表の時期および方法等は、理事長が民間機関等と協議して定める。

(地域共生センター)

第 14 条 地域共生センターにおいて行う共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 14 条関係）

付 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。